

戸田市教育委員会区域外就学許可基準

この基準は、戸田市内の小・中学校に在籍する児童生徒が、戸田市外からの通学を希望する場合に適用するものです。

令和4年4月1日施行

	該当事由	対象学年	許可基準	許可期間 (最長)	添付書類
1	学年途中の 転出	小学校 1～4年	学年途中で転居し、通学に支障がない場合	学年末まで (更新不可)	校長面談終了書及び建築確認書(写)、 売買契約書(写)又は 賃貸借契約書 (写)
		小学校 5・6年		卒業まで	
		中学校 全学年		卒業まで	
2	転入の予定	小学校 中学校 全学年	新たに指定校以外の学校に就学をすることとなる日からおおむね6か月以内に自宅の新築若しくは改築又はマンション若しくはアパートの入居等による転入の予定があり、通学に支障がないと学校が認めた場合	入居予定日まで	建築確認書(写)、 売買契約書(写)又は 賃貸借契約書 (写)
3	留守家庭	小学校 全学年	両親共働き(ひとり親の就業を含む。)等により留守になる家庭で、戸田市在住の祖父母等の家から通学する場合	学年末まで	勤務証明書及び児童を保護する旨の証明書
			両親(ひとり親を含む。)が戸田市内(自宅を除く。)で商店等を営業し、自宅を留守にする家庭で、その商店等から通学する場合	学年末まで	勤務証明書又は営業証明書
4	避難者	小学校 中学校 全学年	災害等による避難をしている場合	教育委員会が認める期間	教育委員会が必要と認める書類